

松戸市教育委員会会議録

平成29年3月臨時会

松戸市教育委員会会議録

平成29年3月臨時

開 会	平成29年3月24日(金) 9時30分	閉 会	平成29年3月24日(金) 11時14分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 29 年 3 月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21		
2	学校教育部 部長	鈴木 孝則	22		
3	学校教育部 審議監	池上 誠一	23		
4	学校教育部 参事監	胡内 敦司	24		
5	教育企画課 課長	宮間 秀二	25		
6	” 専門監	加藤 将秀	26		
7	” 課長補佐	松丸 裕幸	27		
8	” 課長補佐	大西 真	28		
9	” 主査	藤中 孝一	29		
10	” 主査	橋本 欣之	30		
11	” 主査	安蒜 孝哲	31		
12	” 主査	武田 茂	32		
13	” 主事	伊藤 翔	33		
14	社会教育課 課長	嶋野 嘉之	34		
15	学務課 課長	織原 一浩	35		
16	” 課長補佐	西川 康弘	36		
17	” 課長補佐	池田 浩二	37		
18			38		
19			39		
20			40		

平成29年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 平成29年3月24日（金） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

平成29年3月臨時教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第46号

松戸市立学校職員服務規程及び松戸市立
高等学校職員服務規程の一部を改正する
訓令の制定について

(学務課)

② 議案第47号

教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則
及び松戸市立高等学校管理規則の一部を
改正する規則の制定について

(学務課)

③ 議案第48号

松戸市教育委員会職員の人事について

(教育企画課)

④ 報告第6号

臨時代理による処分の報告について

(学務課)

教育長 それでは、本日の教育委員会会議に傍聴人の申し出はございません。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

◎開 会

教育長 ただいまから平成29年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案3件、報告議案1件となっております。

このうち、議案第48号と報告第6号は人事案件となります。したがいまして、議案第48号と報告第6号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第48号と報告第6号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第48号と報告第6号の審議は秘密会といたします。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第46号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

議案第46号「松戸市立学校職員服務規程及び松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 学務課長の織原です。よろしくお願いいたします。

議案第46号「松戸市立学校職員服務規程及び松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。

これは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、介護時間制度を導入する等、育児や介護をしながら働く職員の就労環境を整備することにより、職員の健康確保や仕事と生活の調和を図るための改正でございます。

改正内容についてご説明いたします。

添付しました松戸市立学校職員服務規程の新旧対照表をごらんください。

第7条の2第2項の中、「第4条の3第5項」を「第4条の3第6項」に改めます。

続いて、松戸市立高等学校職員服務規程の新旧対照表をごらんください。

第7条「第7項」を「第8項」に改め、第6項の次に、「職員は、介護時間の請求をしようとするときは、医師の診断書を添えて、校長（校長にあつては、教育長）に提出しなければならない。」を第7項として新設します。

以上、松戸市立学校職員服務規程及び松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についてご説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第46号については、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

市場委員。

市場委員 これ読んでいて余り意味がわからなかったんですけども、恐らく千葉県人事委員会規則第2号というのの第4条3第5項の内容が第6項に変わったのだらうかと推測したんですけども、その内容を教えていただきたいことと、新しく第4条の3第5項というのがつけ加わってずれたとかということなんだろうかと想像するんですけども、新しい第4条の3第5項というのは何なのか教えてください。

学務課長 第4条の3第5項ですけども、これについては勤務時間条例の第2第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親であ

る職員（児童の親その他同法第27項第4項に規定するもの）の意に反するため、同項の規定により同法第6条4項1項に規定する里親であって、養子縁組によって両親となることを希望しているものとして、当該児童を預託することができない職員に限るに、同法第27条第1項第3号の規定により預託されている当該児童とするというふうな規程がありまして、それに基づいて変更されております。

教育長職務代理者 ちょっとわかりにくいですね。

かいつまんでもう一度ちょっと要点をお願いできますか。多分何か追加になって繰り返り下ったんですかという質問だったんですけども。

学務課長 そうです。今の養育里親ということが加わって、それが入ったために追加されたために繰り返り下ったということ、ずれたということになります。

市場委員 多分本当に形式的なことなんだろうと想像します。

教育長職務代理者 実態的な、実質的な変更というよりも、養育里親の条項が加わったことによって、今までとは変更のない、内容的には変更のないことが表記上1項目ずれたということと理解していいですね。

学務課長 そうですね、結局ここにある上位法ですね、その上位法が変わってきたので、それに伴ってこちらの規程を変更しなくてはいけないということで、それが加わったために変更していくということになります。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 内容的な変更ではないというご説明でございました。いかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 武田でございます。

3ページの下の方の松戸市立高等学校職員服務規程の「医師の診断書を添えて」というところなんですけれども、「介護時間を請求しようとするとき」って、この介護というのは、時間休に関するところのものを医師の診断書を添えてというふうに理解していいということでしょうか。

学務課長 まず、介護をするという申請に当たって、介護をする方のどういう状況にあるかということをもとに医師の診断書をもとに介護を認めるかどうかになりますので、それを添えてという形になります。

武田委員 例えば現実的には介護を必要とする状況になるときに、お医者様まで行かないまでもということも起こり得るわけですし、あとは介護認定で決まった状態に応じてということ

も起こり得ると考えられます。必ずしも医者に行くのが一番最初とは限らない状況って結構あると思うんですけども、それでも改めて医師の診断書をとりに行って、これを請求しなければいけないという流れになるのかなという、その順序がちょっと気になったんですが。

学務課長 そうですね、今のご質問ですけども、医師の診断書に基づいてこの介護の認定がありますので、制度に当たって必要となります。

武田委員 そうすると、その前段階で万が一その介護的な作業で休まなければいけないというようなことが起きた場合は、有給休暇みたいな形をとって一時的にしのぐということですか。

学務課長 そうですね、そういう形です。

武田委員 これはあくまでも長期的なケースになる場合の規程の動きというふうに考えたらよろしいのですか。

学務課長 時間です。その介護という、有給ではなくて介護時間という形で無給になります。

武田委員 別枠で取る場合に限ってという。

学務課長 限ってということになります。

武田委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 前半と後半は全然内容が違うわけですね。さっきの形式的なこととはこちらは違うわけですね。

前回、これに類したことはありました。前回の介護時間のものがありましたね、あれの高校職員バージョンということですね。松戸市職員のほうがそれがあつたです。教育委員会職員ですね、その高校に広げているという……

学務課長 はい、そうです。

教育長職務代理者 議案の整理の仕方として議案第46号でやっている松戸市立学校職員服務規程のところ、それから高等学校の職員服務規程のこの内容はちょっと割と種類が違うのかなと思ったんですが、今度次の議案でもまた今度は同様のことが出てくるということですね。なかなか切り分けが難しいですけども、よろしいでしょうか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 内容的には前回の議論の延長で理解が助けられるとは思いますが。

1件、1件やらなくちゃならないんですけども、次の議案はまたこれはちょっと違うんですね、中身が。

それでは、どうでしょうか。議案第46号、質疑等あれば……

内容的にはそんなに分量の多い改正ではありませんので、これはこれでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第46号を採決いたします。

議案第46号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第46号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第47号

教育長職務代理者 続きまして、議案第47号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 議案第47号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

これにつきましても、さきの議案第46号と同様の理由による改正でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、介護時間制度を導入する等、育児や介護をしながら働く職員の就労環境を整備することにより、職員の健康確保や仕事と生活の調和を図るための改正でございます。規則の一部を改正するということとなります。

この改正につきましては、7項目あります。細かく一つ一つ条文を読み上げますとかわってわかりづらくなりますので、改正内容につきましては、添付しました教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の新旧対照表をごらんいただきました上、ご質問にお答えする形をとらせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、松戸市立高等学校管理規則の新旧対照表をごらんください。

こちらのほう説明させていただきます。

第63条の第1項及び第2項の中の「及び」を「、介護時間及び」に改めます。

以上、教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてご説明といたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長職務代理者 ご説明は以上のございですが、今度はもうちょっと理解を深めますか。

市場委員 質問していいですか。

教育長職務代理者 質問でいきましょうか。

市場委員 質問で理解を深めてよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 そうですね、市場委員、お願いします。

市場委員 12ページの9条の3の内容を聞きたいんですけども、前後で実質的にどういうふうに意味が違うのかということをお聞きしたいんですが、多分前は、例えば9条の3(2)父母の配偶者が職員と同居する父母の配偶者となっているというのは、例えば僕の父と母が別々に住んでいた場合、僕が父と一緒に住んでいて、母と一緒に住んでいないというような場合についていうと、前の場合は別に住んでいる母の介護のためにはだめだと。でも今回は、同居している父の配偶者だから、別に住んでいる母の介護のために介護休暇を申請してもオーケー、これはそういう意味ですか。

9条の3の、例えば(2)父母の配偶者、前は職員と同居しているものとするで、(2)父母の配偶者となっている。実質的にどういう意味が違うのか。

学務課長 ここに左のほうに祖父母及び兄弟姉妹とあります。それと孫とありますけれども、これについては同居しなくてもよいということで、あとそれ以外のことは同居ということになります。

市場委員 前だって同居しているものとするを書いてあります。

教育長職務代理者 本文のほうに同居すると書いてあるんですね。

学務課長 祖父母と兄弟姉妹、孫は同居しなくてもよいということです。同居してなくても認められるということです。

市場委員 今回のものも、職員と同居する父母の配偶者とありますよね。

教育長職務代理者 どちらかというと、祖父母から同居要件が外れたということでもいいかもしれませんね。

学務課長補佐 すみません、学務課長補佐のほうから補足させていただきます。

(1)の祖父母及び兄弟姉妹、それから(6)の孫に関しては、同居が求められなくなった。同居しないものについても認めるということに上位法がなりましたので、その部分を変更しています。(2)から(5)の2号、3号、4号、5号については、今までと同じよう

に同居をしていなければならないということになっております。そういう違いでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員。

市場委員 新しい9条の3の(2)職員と同居する父母の配偶者は、同居するは配偶者にかかるといえることですか。職員と同居する父母の配偶者といったら……

教育長職務代理者 配偶者にかかりますね、これはね。同居する父母じゃなくて、同居する父母の配偶者。

市場委員 配偶者にかかるんですか。

教育長職務代理者 同居するという要件は、その当人であるこの配偶者のほうを指していますね。同居の要件とすると。

学務課長 はい、そうでございます。

教育長職務代理者 それが2通り読めるなという疑問ですね。

一応そこはそういう読み方にするんだらうということでもいいんでしょうか。

市場委員 僕の父と母が別々に住んでいて、僕と母が例えば同居、僕と父が別居だったら、父の介護には行けないということなの、そういうこと。それは行けるのか。

教育長職務代理者 祖父母、兄弟姉妹……

学務課長補佐 これについては、例えば第2号の中身でいいますと、父母がいわゆる介護を必要とされる方、そしてその配偶者という形になっておりますので、職員が介護を認められる場合ですけれども、自分の要するに妻、配偶者が、もしくは夫、配偶者が同居しているその配偶者の父母を介護する場合には認められる。それから同居していなくても、祖父母、兄弟姉妹、それから孫については、同居していなくても認められるということになります。

市場委員 僕と別に住んでいる父の介護には行けるんですか、これは。

学務課長補佐 現状の規則からいうと、別居している父母の介護には、この介護規則を使っていくことはできませんということになります。

市場委員 ごめんなさい。これは全国的にこういう規則に変わったということですか。

学務課長補佐 同居をしていれば、自分の当然父母に関しても介護はこの介護規則を使って認められるわけですが、別居をしている父母については、この規則を使って介護休暇をとることができないということです。

改正前については、その範囲が祖父母、それから兄弟姉妹、孫にも同様のしぼりがあったんですけれども、それが祖父母と兄弟姉妹、孫については、別居している場合でもこの規則

を使って介護休暇をとることができるようになったと、緩和されたということです。

教育長 介護に行ける、行けないじゃなくて、介護休暇をとれる、とれない。

学務課長補佐 そうです。

教育長職務代理者 広がったというのはわかるんですけども。

教育長 要するに年次休暇とか、育児休暇とかいろいろな休暇の種類があります。それぞれその規制があって自由にどこでも、例えば私が宮城に行くとしたら、往復も含むと結構な日数が必要になる。そうすると、同じ休暇の単位としてもものすごく長くなります。そういったことも考えると、要するに同居であればという条件は以前からあったわけです。それが今回は祖父母と孫についてはなくなったということです。

教育長職務代理者 何で父母は入らないんですか。上位の法律がそうなっているということですよ。

これをどう使うかという、広がるという方向ではいいでしょうが、それは……確認です。ここでいう「条例第10条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者」、この条例第10条の条例というのは何でしたっけ。これは何という条例でしたっけ。

今回の趣旨は、例えばこの部分についてはわかったということによろしいかと思うんですけども、全体の整合とすると、その制度がどういうふうに構築されているのかは、多分何らかの手当でカバーできているからあえて入っていないんだろうとは思って、一応それを確認したいなという趣旨で、この条例のもとを教えてくださいませんか。

学務課長。

学務課長 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例です。

教育長職務代理者 松戸市職員。

学務課長 松戸市職員でございます。それに基づいております。

伊藤委員 今の9条の3のところの改正前の文章とも同じなのですが、職員と同居する父母というのであればわかるんですけども、職員と同居する父母の配偶者って一体誰なのかなど思ったんですけども、なぜこういう書き方になっているのでしょうか。

学務課長補佐 そこについては、詳しいところはここでの確にご説明がし切れないところではありますが、もともとの規則についても、同様に父母の配偶者、それから配偶者の父母の配偶者というような記載になっておりますので、そのもともとの条文を今回の緩和に伴いまして修正をしたものでありますので、なぜ父母の配偶者という表記になっているのかということについては、ちょっとこの場での確に説明ができません。申しわけございません。

教育長職務代理者 恐らくですね、もともと父母の配偶者とあったので、父母の配偶者というのは、父の配偶者であれば母だろう、これは普通そういうケースが多いだろうと思われるけれども、再婚されたりするとそういうこともあって、そういうことをカバーしようという規程なんだと思う。でも、だとすれば、父母というのを真正面から普通あって、で、父母に限らずのということで、審議監からご説明。

学校教育部審議監。

学校教育部審議監 ご説明が混乱をしまして大変申しわけございません。ただいま確認をしてまいりましたけれども、規則のもとになっております条例でございますが、条例の中に配偶者、父母と配偶者、子、配偶者の父母等々について基本的には条例そのもので配偶者、父母は介護できますよという規定になっております。それでそれ以外、細かい部分については規則で定めるということになっておりますので、その細かいところがこの第9条の3の1号からの6号までの部分ということでございます。

ちょっと私、今、調べに席を外しておまして、ちょっとご審議の経過存じ上げなくて恐縮なんですけれども、そういう組み立てになっておりますので、基本的には自分の子供ですとか、配偶者ですとか、父母は条例そのもので介護は当然できるよと。その上でそれ以外の部分について規則で定めなさいということになっておりますので、規則で定めていると、こういう理解でございます。

教育長職務代理者 なるほど。わかりました。そうすると、同居要件のない、本則でもそれが同居要件のない配偶者、父母、子というものがあって、それ以外のものは規則で定めるとなっているそれをここで定めている。それが改正用。それは同居要件が全体にかかっていたのが祖父母、兄弟姉妹、それから孫については同居要件が外れたんですね、これね。枝の規則の中で。

学校教育部審議監 そうですね。冒頭でご説明しましたように、同居の要件が外れたものとは、外れないものもあるけれどもということで、その辺の文言を技術的に変えたということでございます。

教育長職務代理者 だから父母は……

市場委員 そもそもオーケーになっていました。

教育長職務代理者 審議監続けて。

学校教育部審議監 申しわけございません。

資料が不足で後ほどその辺の資料をきちんと整理したものを改めて、申しわけないんです

けれども、ご提出はさせていただきます。

教育長職務代理者 今の点については、今の審議監のご説明で大体……素朴な疑問は解消されました。後で追加でその本文を見せていただければ、多分探せば出てくると思うんですけども、例規集を。探りながらすみません。混乱しまして。

学務課長。

学務課長 先ほどの職員と同居する父母の配偶者であります。それについては再婚相手、例えば血縁関係がなくても認められるようになったということです。

教育長職務代理者 伊藤委員、それはそれでよろしゅうございますでしょうか。

伊藤委員 再婚相手なんですね。わかりました。

教育長職務代理者 自分の親ではないけれども、自分の親の配偶者というのはあると。

今9条の3についてありました。あとはどうでしょうか。

武田委員。

武田委員 その下なんですけれども、介護休暇と介護時間を要求する場合は、職員の側が決めるのか、あるいは該当時間4時間という説明もちょっと私にはわかりにくいところもあるんですが、始業もしくは終業を連続する2時間を超えてしまった場合は、自動的に休暇扱いになるとか、あるいはその時間に設定できない場合は、もっと短い時間であっても時間休ではなくて休暇とするということと理解してよろしいのでしょうか。

学務課長 今の1日とそれから4時間とありますけれども、それ以外に時間では介護時間という形で30分単位でとれるようになったということです。

武田委員 始業、終業にくっつけない場合でも30分単位で、中抜きみたいなこともあり得るということですか。

学務課長 始業から、もしくは終業前と限定があるので、中抜けはできません。

武田委員 4時間以内であれば時間休ということですか。

学務課長 介護休暇の最小単位は1時間でしたが、介護時間では30分から取得できるように、なるということになります。

教育長職務代理者 9条の4を含めてそういうような改正になったという。これは何ということですか、明確にしたということですか。単位が変わったと、単位が今までなかったんですね。

学務課長 そうです。30分という時間でとれなかったものが、結局とりやすくなるという形になります。

教育長職務代理者 30分刻みでとりやすくなったと。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 という理解だそうです。よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 全体についての話でもしわかるのであれば、介護と育児休暇が重なる方が高齢化によってダブルケアというのが今一部話題にはなっているんですが、親の介護と自分の育児がぶつかってしまった場合、マイノリティーだと思うんですが、これは育児休業、介護休暇のどちらか1つとるものか、2つとるものかというところで、わかりましたら教えてください。

学務課長 今のご質問ですが、まず1つは、育児休業については、夫婦というか両方でとれるように制度が変わってきております。そういう中で、例えば夫が育児休業とって、奥さんが介護休暇という形でとれると思います。

教育長職務代理者 選択できる、選択できるというか、その活用するのは両方とも活用できるんだという、広がって活用できるようになってきたというご説明だったと思います。

山形委員、どうぞ。

山形委員 人物が同一の方が2つとるということもなく、どちらかということ考えていいのでしょうか。同一人物が育児もして介護も2つやらなきゃいけないので、時短を求めて2つをとるということは……

教育長職務代理者 それを制限されているかどうかということ……

山形委員 どちらかということの理解でよかったですか。

学務課長 ちょっと今その辺についてもう1回資料確認させていただいて回答させていただきます。

教育長職務代理者 明確に制限をしていなければ、できると読んでいいことだろうと思います。念のため確認をしていただきます。

山形委員 念のため。

教育長職務代理者 同時に2種類のことをやるので、その場合に両方の規程による休暇の申し出をする必要があるのかどうかですね。それはご本人の状況に合わせて使える休暇制度を使うということだろうとは思いますが、何かその読み方として片方を活用する場合にもう片方は使いにくいというようなことになりはしないかという懸念ですよ。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 よろしいですか。

ダブルケアに目配りをというご意見としてお持ち帰りいただくと。

そのほか。

市場委員。

市場委員 10ページの最初の第4条の4は、これは自分が産んだ子じゃなくても、こういう里親になった方は、深夜勤務の制限の請求の手続ができますよということをつけ加えたという理解でいいんですよね。

学務課長 そうです。範囲が拡大されたということです。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 要介護者という認定は、どの段階で決定するということか、先ほどもお医者さんの診断書というのもあったんですけども、それが出た段階で要介護者という……

教育長職務代理者 今は第4条の7をご覧になっていますか。

武田委員 そうです。11ページの4条の7のところ。

教育長職務代理者 4条の7で出てくる要介護者。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 この要介護の定義について教えてくださいというご質問かと思えます。

要介護認定と連動しているお話だろうとは思いますが。根拠法のほうの言い方がそれを引用しているのであろうとは思いますが。

学務課長、お願いします。

学務課長 先ほどの条例の10条の2の第1項にということで規定しています。条例のほうは持ち合わせていないので、後で資料のほう提出させていただきたいと思っています。

教育長 さっきの医師の診断書だと思います。医師の診断書を添えて校長に提出するということろだと思いますが。

教育長職務代理者 まあ、そうですね、根拠をもうちょっと調べて私どもも来ればよかったんですが、少しわかりにくいので。

武田委員 でも、これは休暇の話じゃないですね、時間休も……。

教育長職務代理者 ちょっと待ってくださいね。また追加資料で補足説明をしていただくということでもいいですか、それとも今ご答弁ありましようか。

審議監、お願いします。

学校教育部審議監 重ねて大変申しわけございません。

ご質問の要介護者の定義ということでございますけれども、後ほどきちんと整理をして再度資料を提出させていただきますけれども、私どもの手元にある条例を見ますと、第10条の2では、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をとという規定はございます。ただ、何ををもって要介護者とするかということになりますと、介護保険法等々のあれがあるとは思いますが、その辺についてちょっと勉強不足で恐縮でございますが、後ほどきちんとご説明させていただきますので、ご容赦いただければありがたいと思います。大変失礼いたします。

武田委員 よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

これは今回教育職員ですけれども、市の職員全体についても同様の今条例の、条例というか、規則があるんですね。恐らくそれと連動したことだろうと思いますので、全体像の中での位置づけがわかると大分理解も進むかと思います。そういった補足資料がまたお願いできればと思います。

武田委員 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 伊藤委員、何かありましょか。

伊藤委員 介護休暇と介護時間との関係なんですけれども、介護休暇、実際とる人の立場に立ってちょっと考えてみると、介護休暇というのは4時間の範囲で、始業から終業までの連続する4時間をとれば介護休暇で、介護時間というのは30分ごとに、最大2時間までとれるということですね。それでもう一つ、介護休暇と介護時間の連続で、リミットというのはあるんでしょうか。

教育長職務代理者 介護休暇と介護時間の用語が別物であるという前提で言っておられる……

伊藤委員 今までは介護休暇というものしかなかったわけですね。

教育長職務代理者 ここでいう介護時間というのは、介護休暇の中での話で、その中で言っている介護時間という……

伊藤委員 介護時間として細かくとれるようになったと。

教育長職務代理者 それは介護休暇の中の話で、介護時間というのはその単位を30分とするという。

教育長 もともと介護休暇というのは、時間休なんです。

教育長職務代理者 介護のためだから。

教育長 4時間までなんです。なので、同居とかそういうしぼりが出てくる。逆に言うと、同居をしているような環境じゃないと介護はできない。毎日遠くまで出かけて行ってという状況は想定していない、前のものは。

伊藤委員 だから、もっと細かく30分単位で取れるようにするのが今回の改正。

教育長 そうですね。細かくしてもらったほうが本人は助かるわけです。

伊藤委員 というのは、大体同居をしている人を念頭に置いているわけですね。

教育長 そうです。

伊藤委員 遠くまでは行けないわけですから。

教育長 朝1時間ほしいとか。

伊藤委員 そうですね。

教育長 はい。

伊藤委員 それは、介護時間というのは、1日最大2時間までというふうに今回変わりますよね。

教育長職務代理者 30分単位のものについては、2時間。

伊藤委員 最大2時間ですね。

教育長 でも4時間まで。

教育長職務代理者 そうか、9条の3と4、9条の3の3項とそれから9条の4、これの関係ちょっともう1回ご説明をお願いしますか。

学務課長補佐。

学務課長補佐 介護休暇に関しましては、1日、半日、1時間単位で、最長180日分取れますが、1時間単位でとる場合は、1日4時間までとなります。ですが、実際介護となるといろいろな状況が出てきますので、今回の改正で介護時間というものが認められました。介護時間につきましては、30分単位で1日2時間まで、最長3年の期間内で、とることができますので、そういう意味で、介護時間として30分刻みの休暇をとることによって、3年間にわたって介護に携われるということでございます。

教育長職務代理者 伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 1回ごとの介護時間の制限は4時間ですか、2時間ですか。

学務課長補佐 2時間。

伊藤委員 2時間ですね。それを3年間ということですね。

教育長職務代理人 すみません、私のさっきの理解が間違っていました。伊藤委員のほうに分けて考えるほうが正しいんですね。

全体像から見ると、多分それぞれこのピースがはまる場所がもとの法律にあるんですね。介護時間もここで言っている、説明をされている、定義をされたそのもとがあるということでございます。

市場委員 今の介護時間と介護休暇は全く別々のもの、介護休暇をとって、その後介護時間をとるということをしていいという意味ですか。

教育長職務代理人 別ですね。9条の3の3項で言っている「1時間を単位とする介護休暇は、」というこの介護休暇と、それから介護時間という9条の4で言っているのは、これはもとの法律の中で多分別の位置づけがあるというふうに改正されたことに呼応してここで補足で規定したという理解でよろしいですか。

学務課長 はい、新設されたということです。

教育長職務代理人 新設された介護時間、さっき伊藤委員がおっしゃっていたそれがあるんだと。

学務課長 はい。

教育長職務代理人 いうことで、だから、1日4時間とか2時間、つくり込みが違うということですね。

武田委員。

武田委員 今最大180日というのは、半年ですよ、半年間という感じで捉えているのか、あるいはぽつぽつと足していったの180日というふうに考えるのか。この介護時間のほうも最長3年とおっしゃったけれども、例えば週のうちの2日ずつだったならば、3分の1位だから9年にわたるとか、日数計算なのか、単位というか、時間単位、何年という、このスタートしたときからもう必要ないですというところまでの3年という感じなのか。

教育長職務代理人 期間についてのご説明。

学務課長、お願いします。

学務課長 まず、介護時間についてですけれども、取得初日から計算して最長3年間。

武田委員 期間で3年。

学務課長 取得初日から起算して最長3年の期間となります。

武田委員 180日のほうは、ぽつぽつと足していく感じで合計日数ですか。

教育長職務代理人 それも同じですか。同じように日にちから。

武田委員 スタートした日から180日。

学務課長 はい、1時間でも使用した日を、1日1日足し合わせてということです。

武田委員 期間ですね。

教育長職務代理者 大体ご質問で理解進んできたと思います。

これは日程的には今日採決しとかなないと間に合わないものですよ。新年度にかかわってくる。

学務課長 はい、そうですね。

教育長職務代理者 補足説明は後からまた資料で、恐らく全体の介護等に関する休暇の全体像がわかる補足の資料をまた後ほどいただくという前提で、いかがでしょうか。

そのほか。

山形委員、どうぞ。

山形委員 山形です。

1点、今、介護休暇が180日という形でいたんですけれども、例えば独身の方で、父と母で、父の介護に介護休暇を使って亡くなって、その後数年後、母がまた介護という場合はどうなるのでしょうか。

学務課長 今その方に例えば父は父でという形で、母は母はで別々になります。

山形委員 母は母でまたとれるという形で理解でよかったんですね。ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第47号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第48号、報告第6号

教育長職務代理者 次に、議案第48号「松戸市教育委員会職員の人事について」と報告第6号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第48号と報告第6号の審議は秘密会とな

りますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員の方はご退席を願います。

お残りいただきますのは、議案第48号「松戸市教育委員会職員の人事について」は生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、学校教育部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、教育企画課主査。

報告第6号「臨時代理による処分の報告について」は生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、学校教育部参事監、教育企画課長、学務課長、学務課長補佐。

以上でございます。その他の方は退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 議案第48号については原案どおり決定し、報告第6号については審議が終了しましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上でございます。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局より何か報告がありますでしょうか。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 本日は、貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

企画展の開催についてご報告させていただきます。

お手元に配付させていただいたところでございますが、平成27年10月10日から11月29日まで、松戸市教育委員会主催により市立博物館で開催いたしました「よみがえる画家板倉鼎・須美子展」が、このたび目黒区立美術館において、松戸市教育委員会特別協力という形で再現されることになりました。

会期は4月8日から6月4日まで。出展点数は約120点、作品が120点、資料約30点ございまして、うち教育委員会、私どものほうからの所蔵品が121点となっております。

開催に至る経緯でございますが、松戸市の「よみがえる画家板倉鼎・須美子展」は3,809

人の方にご覧いただき大きな反響を呼びましたが、専門家からも重要ですぐれた展覧会であるとして高い評価を受けたところでございます。目黒区立美術館の学芸員も展覧会を見に来られましたが、終了後において、同館の学芸員のほうからほぼ再現する形で開催させてほしいとの相談を受け、松戸市教育委員会の特別協力という形で実現することになったものでございます。

今回の回顧展が千葉県外で開催されるのは初めてのことでございます。松戸市のゆかりのすぐれた画家が広く紹介されるまたとない機会となったと考えております。

また、松戸市が主催した展覧会が他の美術館で再現されるのも初めてのことでございまして、しかも出品作品や資料の大半は私ども教育委員会の所蔵品であることから、松戸市の文化芸術のPRとしても絶好の機会となったと考えております。

会期中の関連イベントといたしましては、ギャラリートツアー、記念レクチャー、大人のための美術カフェを予定しております。このうち、ギャラリートツアーの講師を美術館準備室の臨時職員が担当します。また、記念レクチャーにつきましては、本展覧会の特別監修を担当する美術館準備室長のほうが講師となる予定でございます。

ぜひご高覧くださいませようご案内申し上げます。

以上でございます。

教育長職務代理者 続けましょうか。

これでまず何かご質問等ありますか。

すばらしい機会ですね。

この間の作品数とほぼ同じと考えていいんですか。

社会教育課長 はい、松戸市からはこの間は他市から結構借りたものもございまして、若干異なりますけれども、ほぼ同規模と。松戸市で開催したときは、前期・後期2回に分けて、一部作品の入れかえを行いました。今回は全期間通して全ての作品を一堂に介して展示できるということになりました。

教育長職務代理者 これ区立なんですか。

社会教育課長 区立でございます。

教育長職務代理者 すごいですね。

お金の心配がちよっとわかりませんが。

市場委員 こういうのって貸出料もらうんですか。

社会教育課長 特に、これは通常美術館同士とかそういったもののやりとりでは、特に貸出料

とか取っておりません。

教育長職務代理者 こういうやりとりのネットワークは、学芸員さんの間での情報交換なんですか。

社会教育課長 結構やはり学芸員間のネットワークというものが非常に大きいです。

教育長職務代理者 松戸市は、それは準備室の田中さん。

社会教育課長 田中学芸員のほうで行っております。

武田委員 すみません、勝手に申し上げてよろしいですか。

松戸で開催したときに西洋美術館の副館長さんが地方紙掲載だったんですけれども、展評というものを書いてくださったんです。これを書いてくださるといのは非常に名誉なこと、しかも博物館の臨時施設的なところのものをあえて書くといのはなかなかしていただけない。つまり、中身がよかったということだと私は思います。その関連もあって、恐らくはこの決定に至ったのではないかというふうに推察はしますけれども、基本的に目黒区立美術館の方がすごく気に入ってくださったと。ただ、松戸での展覧会でしたように実は前期・後期に分けるほどの出品点数ではないと思うんですね。それが一度に見られることでの変化とか、博物館では設備上の問題で、他の美術館から借りられなかった作品も今回出品されることと思います。そういう条件が変わることではいかに見え方、あるいは貸し出し条件が変わってくるかということを経験する意味でも、両方比較という意味で見ただけだと、同じ作品がどのように目に映るかというちょうどいい比較になると思います。ぜひ足を運んでいただきたい。

この間、文科省の研修会の分科会で、たまたま私の隣に座った方が目黒区の委員さんでいらして、私、この話をしたんですよ。4月にあるんですよとお知らせしたら、すごく興味を持ってくださって、ぜひ行きますということで、皆さんにも声かけますと言ってくだったので、その感想等も聞けたらと楽しみにしております。

社会教育課長 ありがとうございます。

教育長職務代理者 よくわかりませんが、貸しをしたら借りもあるのかなみたいな。変な話、今度はそういう新たな出合いを松戸市で開催することへの。

武田委員 交流はありますけれども、器がないので借りられません。

教育長職務代理者 これは教育企画課長、どうにか……。

武田委員 すみません、余談でございました。

教育長職務代理者 それでもう一つのほうにいきましょうか。

社会教育課長 次は、松戸市初となる登録有形文化財建造物についてご報告させていただきます。

お手元に配付させていただきました資料、松戸市初『登録有形文化財（建造物）』についてをご覧くださいませでしょうか。

このたび3月10日に開催されました国の文化審議会において、本市所有の旧齋藤邸主屋の国の有形登録文化財建造物に登録するよう答申がなされました。

答申の内容につきましては、1枚目のとおりでございます、「主屋が近世以来の農家に近代的な要素が加わった住宅建築で、近代初頭の地域の景観を今に伝えるものである」との評価をいただいたことによるものでございます。

旧齋藤邸につきましては、平成10年に旧所有者の故齋藤トシ様よりご寄附いただいたもので、寄附を受けて以降、私ども社会教育課にて管理を行ってきました。寄附者の意向が生涯学習の場として使用してほしいとのことでもございましたので、現在は市民の方を中心に見学、貸し出し、紙漉き体験などの社会教育の場として活用しているところでございます。

今後はさらに幅広く考え、松戸市の1つの顔となるような施設にできればと思っております。

なお、登録有形文化財建造物の登録は、市川市や野田市など周辺市では既に多くございますが、松戸市では初の登録となりまして、旧齋藤邸の今後の活用の際に寄与することになるのではないかと考えております。

今回の答申を受けた実際の登録時期でございますが、登録書が7月に届く見込みとなっておりますので、その時点での登録となります。

以上、ご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

何かイベントの予定はないんですね。

社会教育課長 現在のところ予定はしておりません。

武田委員 登録されると何か変わるんですか。

社会教育課長 メリットと申しますか、整備とか、計画を立てたりとか、そういう部分とか、あと耐震補修であるとか、そういったときに国から約半分程度の補助金をいただけるという。

武田委員 逆に規制的なものは。

社会教育課長 国の重要文化財は、くぎ1つ打つについても国の許可を必要となるんですけれども、この登録有形文化財につきましては、届け出制という割合比較的に緩い制度をとってお

りまして、もっとみんなに見て広く活用してもらおうと、それから古いものが今どんどん壊されていってしまう中で、少しでも日本の文化的なものを残して後世に伝えていこうという制度でございますので、もし一部補修とかするときは、こういうのをやりましたという報告で済むことになっています。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 何かご質問ありますか。

よろしいですか。

それでは、2点ご報告をいただきました。お疲れさまでした。ありがとうございました。

そのほか何かありますでしょうか。

ないようでしたら以上で終わりました、議事進行を教育長にお戻し……

学務課長。

学務課長 先ほどの学校教育職員の服務に関する事で、今、上位法とそれからお配りさせていただきます。

今2部お配りさせていただきました。1部は、表記にあるとおり松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例です。上位法という形で、この条例に基づいて先ほどの改正をしたものでございます。

この条例ですけれども、この議会で先ほどの介護時間等がまた上の上位法で変わってきましたので、これに基づいて別紙、もう一つのほうですね、そちらが一部改正ということで現行改正案ということで変わっている実情です。

先ほど武田委員のほうから10条のことで要介護ということでありましたけれども、10条に記載されている中では、診断書とかそういうものが要介護かどうかについては書かれておりません。こういうものが要介護の対象になりますという形になっております。

実際に今の運用につきましては、逆に内部になりますけれども、診断書を添えてこの制度を使うという形で、そういう形で運用はしております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

補足の説明で、この10条の2、ご一読をいただければ、配偶者（届け出をしていない事実上の婚姻関係も含む）ということで、あと父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者という、その他規則が先ほどのものです。負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするためとなっています。

これが改正案で、議案自体は終わっていますので、これはまたお持ち帰りいただいて、不明点があればまた次の機会にご質問いただければと思います。

以上、それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 きょうは臨時の会議ですので、この後は会議はございません。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成29年3月臨時教育委員会会議を閉会とします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時14分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員